

講演

民法と 30 年*

小 野 秀 誠**

〔研究科長挨拶〕

研究科長の青木人志***です。小野秀誠先生は、私が、同僚であることをもっとも誇りとしている法学者の一人です。本日、小野先生の最終講義を迎え、先生が一橋を去られることを本当に残念に思うとともに、先生の人生の節目となるこの機会に、法学研究科長として挨拶させていただけることを、心から光栄に思います。

小野先生は、情熱的で、精力的で、倦むことを知らず、天体望遠鏡のような雄大な視野と、電子顕微鏡のような緻密さをもって、雄弁に語り続けている法学者です。

もしかしたら、学生諸君の中には、私のこのような賛辞を「社交辞令」と受け取る人がいるかもしれません。たしかに、小野先生は、決して大声をお出しにならないし、身振り手振りで雄弁に演説をなさることもない。ファッションは地味ですし、どうみても筋骨隆々ではありません。

しかし、それはいわば「世を忍ぶ仮の姿」です。先生は、枯れた外見やお声の印象とは裏腹に、ものすごいエネルギーを内に秘めて、研究を続けてきた大学者です。

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第15巻第3号 2016年11月 ISSN 1347-0388

※ 本稿は、2016年2月4日に一橋大学で行った最終講義に基づく。

※※ 獨協大学法学部教授

※※※ 一橋大学大学院法学研究科教授（2014年4月～2016年3月：法学研究科長）

その証拠に、先生は、驚くべきエネルギーで、法学研究科の出している紀要の類に、ほとんど毎号のように、精密・長大な論文を載せ続けるという「離れ業」をやっつけてのけ続けています。

私が、とりわけ感銘を受けたのは、先生が2008年にお出しになった『契約における自由と拘束』（信山社）という御本の序文です。

先生は、19世紀の「身分から契約へ」という理念が現代は「契約から地位へ」に変わったといえます。つまり、患者、委託者、学生、障害者、老人、各種専門家といった「人の社会的機能からの属性」すなわち「地位」に根ざした考慮を行うという理念に変わった。そう述べたあと、先生はこう語ります。

とくに消費者法の分野は、規制緩和やグローバリズムによる攻勢にさらされている。規制緩和や自由を主張することはたやすい。自由放任の時代を思い起こせばたりのからである。これに対し、「地位」の確立は、近代法の構成からすると比較的むずかしい。近代法の当初の理念にもどる必要があり、また細部においては各国の相違もあるからである。そこで、近代法の当初の理念、すなわち自由のみがすべてではなく、基本権が伴っていたことを確認する必要がある。市場主義は契約の自由の経済論的な言い換えであり、社会的責任論は、他人の基本権や社会的な価値の尊重を言い換えたものに過ぎない。所有権のみならず、契約や競争さえも無制限ではなく、義務づけるのである。このような確認のうえに立つと、形式的平等を基本とする民法の修正は、たんなる部分的な修正や理念の混乱ではなく、原則への回帰と位置づけることができる。むしろ、無制限のグローバリズムこそが、自由一辺倒の特殊な構成であることが明確になるであろう。（『契約における自由と拘束』「はじめに」）

もし、お若い方々のうちに、ずっしりとして重厚なこの言葉に、私と同じように感銘を受ける方がいたら、その中から、第二、第三の小野秀誠が現れることを期待して、研究科長挨拶といたします。（拍手。小野教授登壇）

I はじめに

本日は、ご多忙のところ、ご来場いただき、ありがとうございます。ただいま過分のご紹介をいただきました。

多少、即物的なことから話します。私にとっては興味深くても、お聴きの皆さまには関心のないところも多々あるかと存じますが、ご容赦ください。最近は、大学に建物も増えましたが、最初に国立に来たころにあったのは、この本館と第1、第2の講義棟ぐらいでした。講義棟以外に、図書館や磯野研究館、第1研究館はありましたが、事務棟や、第2研究館などは、後からできたものです。ロースクールができて、東にもたくさん建物ができ、隔世の感があります。

このうらの、本館21番教室は、学生のころうけた債権総論・債権各論の講義で思い出深いところです。川井健教授(1927-2013)・好美清光教授(1929-)の債権各論、債権総論は、その21番教室、島津一郎(1921-2007)、竹下守夫(1932-)両教授の講義などは、26番のやや小さい部屋、勝田有恒教授(1931-2005)の西洋法制史や、畑場準一教授(1932-)の国際私法などは、建物の端の小さい部屋でした。21番教室は、債権総論などでよく自分でも使いました。ほかにも、思い出深い部屋はありますが、最近では、1時間目に学部の講義をした後、2時間目にすぐにロースクールの授業が入り、あまり移動のひまがないことから、東地区の教室を使うことが多く、東地区にロースクールができてからは、西地区の教室には、ごぶさたする結果となっております。

今年は、半年サバティカルをとりましたので、学部の授業がないまま、最終講義になり、その点は残念に思っております。最終講義には、一定の型があるようで、生涯の研究の軌跡の跡づけ、振り返りをすることが多いようで、深い研究もしていない身では、話すことも乏しいので、軽い話などもして時間をかせぐつもりです。また、振り返りということで、今日は、性質上、あまり技術的な解釈論に立ち入らないところで、思想的なことを中心にお話したいと思います。

なお、このごろは、電子機器を使った講義が多いのですが、いつもはおおむね紙資料だけで失礼しております。かつてフライブルクで、ゲルマン法の大家クレーシェル教授の講義を聴きました。停年後の授業でしたが、助手がたくさんつい

ていて、毎回スライドを多用した非常に効果的な講義でした。聴講する学生も多いので、講義室が教室から講堂（Aula）に変更になったほどですが、暗いところでスライドをみていると、外国語でもあり、30分もすると眠くなるものです。ということで、いつもはこれを電子化を怠たる口実にしております。今回は、若い方にやっていただきました。もっとも、使いこなせるか、やや心配です。

Ⅱ あたるテーマとあたらないテーマ

(1) 30年以上も、研究をしていると、あたる研究テーマとあたらないテーマに思い当たります。大天才は、みずからあたるテーマを作ったり、早くからそれをかぎ分ける能力をもつのですが、凡人にはむずかしいことです。誰でも、研究の初めにテーマを決めるさいに悩むところです。学部の卒論でも悩みますね。重要論点ともなると、同じことをやっている人がたくさんいます。かといって、はやらないテーマを選ぶと、誰も相手にしてくれないことになります。あまり人がやっていないが、将来あたりそうなテーマを選ぶことになりますが、何が将来トレンドになるかは、実際にはわかりません。学生の就職のようなものです。強い産業は、戦前は繊維、戦後は、石炭、船、鉄、電気などに変遷して、製造業からサービス業、ITなどに変遷しています。ITは新しいが、ブラック企業が多いともいわれます。銀行は、ほぼいつでも人気ですが、それでもバブル崩壊後には、不良債権問題で人気は落ちました。

民法だと、戦後すぐには、家族法、農地改革や借地借家などがホットなテーマで、高度成長期には、銀行取引や、公害、交通事故などが重要なテーマでした。私が研究を始めたころには、古くからの動産売買のハーグ条約（1964年）があり、さらにウィーン条約（1981年）ができたころでした。ウィーン条約が批准されたのは2009年でしたから（国際物品売買契約に関する国際連合条約）、こんなにかかるとは思いませんでした。国際化とか、情報化、消費者保護、環境問題などがいわれ始めた時でもあります。重要ですが、瑕疵担保の性質論などは、おおむね過去のものとなっていました。民法典も制定から長く、たいいていの既存のテーマは、すでに論じつくされていました。手も足も出せないという感じです。

好美清光教授に相談にいったところ、民法の本質的な論点にもかかわるものがないだろうということで、危険負担をテーマにしたわけです。ほかにもいくつか候補がありましたが、それは後回しにいたしました。いまだにほとんど手つかずのものもあります。最初のテーマはそれで決まりましたが、その後のテーマは、在外研究や、ロースクールの発足など、外的な要因に触発されたものが多く、あまり自発的とはいえないかもしれません。この最終講義をするにあたり、川井・好美両教授の最終講義のビデオを見直してきましたが、好美教授は、自分のテーマを追及した川井教授と比較しておられ、自分の研究は、頼まれ原稿などを契機とするものが多いと、まとめておられます。先生の最初の論文「Jus ad remとその発展的消滅・特定物債権保護強化の一断面」（一橋大学研究年報・法学研究3、1961年）などは、沿革的研究であると同時に、民法の基本構造にかかわる論文で、頼まれ原稿などではないのですが、そう謙遜しておられます。私にも、外発的なテーマと、自発的なテーマとがあります。ただ、後者は、しばしば趣味的になる傾向があり、昨年、五十嵐清教授（1925-2015）から、このごろのものはちょっとマニアックだと、ご指摘をうけたことがあります。

危険負担は、最初のころ、ずっとテーマとしておりました。当時は、川井・好美両教授のほか、民訴で竹下教授、家族法で島津教授と、民事法でようやく人がそろったところで、しかも、先生方が50歳台前半で、油の乗り切ったころであり、私にとっても幸いでした。休日まで、先生方のお宅に伺ったことを覚えています。危険負担は、その後、1995年に1冊、1996年に2冊、本にまとめることができました。さらに、危険負担の判例研究は、1999年に一粒社・民法総合判例研究にまとめ、一粒社が倒産した後、2005年に、信山社・民法総合判例解説で、実質的に新版を出すことになり、ずっと継続するテーマとなりました。

危険負担との関係で記憶にあることは多いのですが、とくに1つあげると、危険負担だけやっても独自性は出せないと思ったので、解除や行為基礎と関連づけて研究いたしました。解除と危険負担は、沿革上も、フランス法などの比較法でも、さらに（かつては）先端のウィーン条約などでも関係しています。しかし、当時は厳格に、危険負担は無責の給付障害に関する制度で、解除は有責の給付障害に関する制度とされていたので、おかしいことを言う（民法の体系を無視して

いる)という反応を示されたこともあります。ただ、現在では、2001年のドイツ債務法現代化法も最新の多くの立法例も、無責の事由による解除を認めています(ド民323条1項参照)。

行為基礎論については立ち入りませんが、行為基礎の錯誤や事情変更の原則は、今でも法律行為論にもかかわっています。沿革的にも、債権法の給付障害論と総則の法律行為論には密接な関係がありました。これを峻別したのは、19世紀の不能論、とくにF・モムゼン(F. Mommsen, 1818-1892)のそれであり、そのさいには、19世紀的な自然科学志向の観点が影響したと思っています。ローマ法学者のコシャカー(P. Koschaker, 1879-1951)が、サヴィニー(F. K. v. Savigny, 1779-1861)について隠棲自然法の特質を述べていますが、サヴィニーだけではなく広く19世紀のパンデクテン法学は、一見すると没価値的でありながら、18世紀の自然法思想由来の自然科学崇拝をあちこちに残しています。この不能論の体系が最終的に確立したのは、1900年です。ドイツ民法典の発効した年でもあります。Titze, Kisch, Kleiniedemなどの不能に関する大部のモノグラフィーが3つも出ました。しかし、それから数年後には、ラーベル(E. Rabel, 1874-1955)やシュタウプ(H. Staub, 1856-1904)による不能論批判が始まりました。日本でも、シュタウプの積極的契約侵害論は著名です。ほかに、不能論の破綻は、行為給付型契約における受領不能の問題にも登場します(営業危険の理論)。

1995年に本「危険負担の研究」をまとめることは、当時、学部長の舩場教授に勧められたのですが、本をまとめることなどは考えたこともないので、よいきっかけを与えてもらったと思い、今では若い人に出版を勧めています。

(2) 最初、福島大学の経済学部就職いたしました。年末の公募に応募し、危険負担の手書きの論文を出して、とっていただきました(現在の雑誌「一橋法学」は、ずっと後、2002年3月の創刊です)。ここは、古くは、事情変更の原則で著名な勝本正晃先生や法人論の森泉章先生などもいらしたところです。当時は、山田幸二先生がおられました。山田先生は、師が大阪市立大学の谷口知平先生(「不当利得の研究」1949年、「不法原因給付の研究」1949年などで著名)であることから、山田先生も、不当利得を主要なテーマとしておられました。ちょうど、

行政社会学部を創設する前の時期で、その苦勞からか、山田先生は、若くして亡くなってしまいました(43歳)。そのときに、師の谷口先生がわざわざ福島までおいでになり、そのあと、山田先生の論文集にも、序文を書いてくださりました(山田幸二・現代不当利得法の研究・1989年)。経済学部は、小じんまりしており、その時から、いまだに親しくしていただいている人もおります。当時は、地震もなかったので、後で、原発が問題になることなどは思いもよりませんでした。商学の先生が、東北に東京電力が発電所をもつのではなく、東北電力がもっていて、電力だけを売った方が責任のとり方や地域独占の関係上、いいといっていたのが思い出されます。あるいは、そうしていたら、違う結果になったのかとも思います。

福島はほどほどに田舎で、仙台にも近いので、東北大学に文献を借りにいったり、研究会に出るのも便利でした。しかも、当時は、幾代通、鈴木禄弥、広中俊雄といういわゆる3大先生のおられた時期で(50歳台後半だったと思います)、たいへん勉強になりました。また、若い助手や院生とも親しくなり、そのころの親交は今でも続いております。最初にご挨拶にいったときには、鈴木先生が学部長になられたばかりで、お忙しいところ、図書室の入館証などにサインを頂戴したり、話もしていただきました。鈴木先生ご夫妻には、その後も、たいへんお世話になり、結婚式にまで出ていただきました。ちょうど、俵万智の歌集「サラダ記念日」が話題の時期で、鈴木先生のスピーチにも登場しました。そこで、サラダ記念日は、わが家の記念日でもあるわけです。余談ながら、ほかに川井学長と勝田有恒法学部長にも出席をお願いしたので、招待客ばかりが豪華でした。

危険負担の研究は、福島でも継続していましたが、今から思い返すと、文献的な細かさ以外にはあまり進展しなかったように思います。最初みつからなかった文献を探し続けるのは、在外研究中でもその後もしていましたが、手間のわりにはあまり生産的ではなかったように思います。文献は重要ですが、発想はより重要です。悪しき例として、若い人に話したこともあります。最近、文献を整理してわかったのですが、同じものを二度探したこともあります。コピーが2つあるものもありました。今ならパソコンにカードが入っているのですが、昔は紙のカードでしたから、あまりチェックできなかったのです。

福島では、研究の幅を広げる意味で、利息制限法の研究を始めました。今にしてみれば、こちらのテーマの方が、世間的にはあたりになりました。利息については、沿革上は、カノン法が徴利を禁じていたのに対し、普通法上種々の例外が生じた経緯があります。また、M. ウェーバー (M. Weber, 1864-1920) のプロテスタンティズムに関する著名な論文があります。かなり雑にまとめると、プロテスタント、とくにカルヴァン派の禁欲的な生活要式が資本主義の発展に寄与したというものです。利潤の追及について、従来はカトリックのように、利得は忌むべきものであるとされていたのが、むしろ人間の義務たる生活態度の内容と考えられ、神の恩寵のあかしへ転換されたのです。ただ、カルヴァンが金をもって神にしたというのはいいすぎで、実際には、勤労の結果としての利得が容認されたにすぎません。誤解もありますが、アダム・スミス (A. Smith, 1723-1790) と同様で、手放しで利潤追及だけを礼賛しているわけではありません。従来もプロテスタンティズムと資本主義の精神を結びつける見解はありましたが、信仰内容ではなく、生活要式に結びつけたところがウェーバーの独創的なところですね。ちなみに、ウェーバーの師は、商法学者の L・ゴールドツシュミット (L. Goldschmidt, 1829-1897) で、今日ではあまり知られていませんが、彼にも利息制限に関する大きな論文があり、ウェーバーも読んでいたと思います (Gutachten über die Aufhebung der Wuchergesetze, Verhandlungen des Sechsten Deutschen Juristentages (DJT Bd. 6), 1865, S. 227ff. ほか)。

ウェーバーの結論については賛否のあるところですが、福島では、ウェーバー研究の専門家もいたので、新しい視野を開かれたと思っております (経済学部には、その後、経済史家の大塚久雄先生の文庫が入りました)。もっとも、実務的には、1970年代のサラ金問題、最高裁の判例の変遷をへて、貸金業法 (1983年) の制定後で、法律の学界では、あまり見向きもされない時期でした。最高裁判例を骨抜きにするために制定された貸金業法のみなし弁済規定には反発も強く、学者はほとんど研究しませんでした。しかし、下級審判例は多くあり、私は、その後の最高裁判例の転換への伏流水は、下級審判例だったと思っております。新学部創設の前は、ひまだったせいか、カノン法の利息の禁止から始めて、外国の立法も勉強しました。コーランの利息の記述なども読みました。ただ、実務家から、

利息制限法違反などは一般的にあることで、いちいち問題とするにあたらない、警察だっていちいちとりあげない、というようなことをいわれました。その人は、いわゆる人権派の人だったので、その消極性に失望した覚えがあります。なお、利息制限法の本は、ずっとあとで、在外研究後、1999年にまとまりました。

(3) 思い返してみると、この時期は、研究手段の変化の時代でした。1980年代の末のころから電子化の流れが始まりました。昔は、原稿用紙にペンで一字ずつ埋めていったのですが、今は、学部卒業論文でもパソコンで作成します。電子データがそろっていると、修正するにも、印刷するのも容易です。紙だと、修正には、まず目にあわせて切った紙を貼ったり、修正液を塗ったりします。大きな修正だと、全部書き直しです。200字詰め原稿用紙だと、400字詰めよりも、入れ換えや修正が楽などということは、今では昔話が笑い話でしょう。しかし、初期の論文、とくに危険負担の論文はすべて手書きで、本格的にワープロを使い始めたのは、一橋大学に移ってからです。それ以前は、機械の能力が低く、ワープロ専用機でも2、3頁程度しか書く能力がありませんでした。その後でも、ワープロ専用機の時代には、30頁ぐらいが限度だったと思います。機械化の早い人は、マック（Macintosh）を使っていましたが、一橋では、周辺の研究室にオアシスを使う人が多く、習うつごう上、私もそれにしました。ワープロは、原稿を後で本にするときには便利でしたが、危険負担は手書きだったため、再度入力する必要があり、相当に手間でした。読取機はありましたが、誤りが多く（「瑕疵」が「暇庇」になったり、「債権」が「偵権」になる）、とくに、初期の論文は縦書の本文に横文字の注が入っていたので、横文字はすべて化けて、全部入力のし直しでした。縦文字にもかなり入れ直しが必要で、プラスに考えれば、推敲になったと思います。その間に、誤りが増えてなければいいのですが。

Ⅲ 在外研究

(1) 研究の転機となったのは、在外研究です。だんだん歳をとると、ルーティンの仕事に埋没し、アイデアも枯渇し、あまり物ごとに影響されたり感激するこ

とがなくなるのですが、在外研究の影響は、まだかなり大きいと思います。世界が均一化してきており、明治時代の留学とは異なるとはいええます。またTVや最近ではインターネットもあるのですが、実際に身をおいてみると、やはり違うところがあります。幸いドイツのフンボルト財団の助成をうけることができ、一橋大学に移ってじきだったのですが、1991年から、ボンに行きました。ボンは、ケメラー(E. v. Caemmerer, 1908-1985)の年長の弟子のマーシャル(W. B. v. Marschall, 1928-2003)先生がいたところでした。このころは、川井先生も、好美先生も、定年の近くで、毎年のように、ドイツに行っておられました。改革の荒波もなく、いい時代だったと思います。ボンは、川井先生がかつて在外研究に行かれたところで、推薦状だけではなく、町の情報などもいただきました。マーシャル先生は日本通で、来日経験もあるので、箸を使って食べたりして、ずいぶん親しくしていただきました(先生については、別に述べたり記載したこともあるので、立ち入りません)。

まだ、電子メールなどが普及していないので、受け入れ先との連絡も、紙の手紙でした。手紙を出してから、半月あまりも返事がくるのを待っているわけです。急ぐ場合などは、気が気でないことになります。今は、即時に返事が来るので、夢のようです。電子化のうち、ワープロとメールだけは、研究に役だっていると思います。ただ、時差があるので、朝作文をすると、こちらが午後になると、ヨーロッパで仕事が始まりますから、次の日の朝に返事がきています。横文字の作文は時間がかかるので、ちょうどいいわけです。

(2) そのころのエピソードは、一山もあるのですが、一部は別の機会にもふれているので、2点だけとりあげます。

1990年のドイツ再統一から間もない時期でした。ベルリンの壁の破片と称するコンクリート塊(真偽は不明)を、ベルリンのあちこちの道端で売っておりました。シュタウフェンのゲーテ・インスティテュートにいたときに、ゴルバチョフが党書記長を降り、東の体制が崩壊しました。ゴルバチョフはボンの旧市庁舎にも来て、彼と握手をしたという話を研究室の助手から聞きました。たまたま世界史の転換点にいたわけです。日本ではあまり注目されなかったのですが、新た

に統一された東ドイツの財産権の返還問題が盛んに論じられていました。最近は、ヨーロッパへのシリア難民の殺到が問題となっていますが、当時は、ユーゴスラビア内戦などで、東欧からの難民の殺到が問題となっていました。月並みながら、歴史は繰り返すという気がします。この返還問題は、それだけではドイツ固有の話にすぎませんが、変化はおおむね周辺から生じるわけで、この返還問題も、のちに西側の財産権の民営化の議論につながっています。比較上、日本に帰ってから日本の農地改革や農地法の研究なども少しして、だいぶ後ですが、土地法の研究という本を2003年に出しています。

もう1つ、東ドイツの大学改革が問題となっていました。とくに法学部は、社会主義法からの転換を図る必要があったことから、人材養成と大学の再建、新設が論点となっておりました。西側の教授の多くが、毎週、東地区に講義にでかけていました。マーシャル先生も、はるばる東のザクセンまで出かけておりました。ドイツの新幹線（ICE）は南北が最初に整備され、東西は遅れていたもので、急行（IC）でも、5、6時間かかったと思います。ちなみに、そのころの学生が、現在すでに教授になっており、たとえば、ボン大学のレーマン教授は、自分も東の出身で、そうした授業を聴いたといっております。こうした東の改革の問題も、やがて西側の大学の変革につながっています。これについても、のちに、大学と法曹養成制度に関する本を出すきっかけとなっています。

私は、なぜか経済学関係の施設に関連が深いようです。一橋大学は、商科大学の伝統をひいておりますし、福島では、ほぼ経済学部でした。この在外研究先のボン大学も、法学部と経済学部が統合した学部です。もともとは別でしたが、プロイセンの政府によって合併させられたのです（ドイツの大学は基本的にラントや都市の設立、今では州立です）。その経済学部には、かつてシュンペーター（Schumpeter, 1883-1950）がおり、ボンの法学部長室には、著名な学部長の中におなじみのシュンペーターの写真も飾ってあります。ご承知のように、一橋大学には、シュンペーターのアメリカ時代の蔵書ですが、シュンペーター文庫があります。話題にするには便利で、ギールケ（O. v. Gierke, 1841-1921）とシュンペーターには、ずいぶん助けられました。しかも、シュンペーターは博覧強記で、利息のほか、法律上の多くの問題を経済学的に分析しております。

(3) 二回目の在外研究は、フライブルク大学でした。ボンから直接行ったのではなく、日本には帰ったのです。その間、授業もいたしました。行き先が変わったのは、マーシャル先生の体調が悪く、定年にもなっていたからです。ボン大学のヤコブス教授もうけいてくれるといってくれましたが、その時はフンボルトとの調整がうまくいかなかったのです。結局、フライブルクに行きました。フライブルクは、好美先生の在外研究先で、不当利得の類型論で著名なケメラー（前述）のいたところでした。ケメラーは、1985年に亡くなっていますが、最後の弟子のハーガー（G. Hager）先生がおられました。好美先生がいたのは、故シュレヒトリーム教授が助手のころでしたから、マーシャル先生や好美先生からうかがうケメラー像は、ハーガー先生のころとは、やや違う感じをうけました。ちなみに、この時に、ケメラーの師であり、ユダヤ系で偉大な比較法学者のラーベルなど、ラーベル学派についてかなり調べて、これはのちに論文にしました。学風は、ボンのフルーメなど、オーソドックスなドイツ解釈論の学派とはかなり違っていますが、19世紀から戦前までは、アメリカからドイツに留学にきたのですが、戦後は、ドイツからアメリカに行くようになり、その先駆けともなっています。これも、ユダヤ系法学者の法学研究、教育に関する貢献の1つとして、現在も考えているところです。

この時には、おもに何をやったのかあまり記憶がないのですが、多分、怠けていたか、あるいは細かなものをいろいろしたのだと思います。ややまとまっているのは、専門家の責任に関するもので、日本にいたときに、司法書士の業際問題や職責関係の研究をしたこととの関係で、登記のコンピューター化とか、公証人の沿革研究などをいたしました。公証人には、ローマ・ラテン型の公証人（日本もこれに属する）のほかに、ドイツに特有な公証人弁護士（Anwaltsnotar）というのがあります。これは、プロイセンの弁護士制度と関係しているのですが、外国人には、わかりにくいものです。公証人事務所や登記所などにも見学にいきました。ドイツの登記のコンピューター化は、東ドイツの登記簿も統一する必要がありますことから、かなり複雑でした。東ドイツには、戦前のライヒ式のほか、もっと古いザクセンなどの個別のラントの方式、戦後の東ドイツ式と、統一後の登記があり、これら4つを統合する必要がありました。関連の論文は、2000年に、

「専門家の責任と権能」という本にまとめました。細かいことは忘れたのですが、日本の登記簿は、表題部、甲区、乙区の3部構成ですが、ドイツの登記簿は、表題部のほか、3部構成で、所有権の第1部はいいのですが、用益物権の第2部と担保物権の第3部が分かれております。理論的ではありますが、先後がわかりにくいので、実際には使いにくいのです。電子化しても、いくつか、むだになる点があります。この点では、日本の方がいいと思いました。最近は日本でも普通になった利息変動条項などに興味をもったのも、このころです。

(4) マーシャル先生やハーガー先生をみていると、ドイツの教授の地位は、日本とかなり異なります。まず、社会的地位が日本とは違います。また、秘書と助手、学術補助員 (Wissenschaftlicher Mitarbeiter) がたくさんついております。さらに、複数の研究室、図書室など、施設面のハードも充実しております。領域により、たとえば、法制史のインスティテュートだと、その図書室の関連文献は、法学部の図書館よりも、よほど充実しています。そして、インスティテュートの図書室は、教授に付属することから、所蔵する文献も、ある程度まで属人的性格をもつことになります。解釈学の所属文献も、人によりかなり異なります。

人員についても、この20年ほどの間に、日本でも、TA、RAといった補助職が生じていますが、仕事の内容は、試験監督の補助や授業用の資料や認証評価に備えた答案のコピーぐらいです。ドイツの研究員は、もっと多様な仕事をしており、研究をも補助してくれます。たとえば、再統一に伴う所有権返還問題、契約締結上の過失の文献といったテーマで頼むと、たくさん本やコピーを集めてくれます。司書専任の助手がいたり、ある教授の研究員の1人は、専門に、あるコンメンタールに追加する判例にかかりきりになっているともいわれ、コンメンタールを改定するのも容易です。教授の生産性が高いゆえんです。自分で本を探す場合でも、自分のインスティテュートの図書室であれば、検索が容易です。日本のように、図書館でコピーしている教授をみたことはありません。

(5) ドイツの大学の沿革や改革についての研究などは、もともと東ドイツの法学部の再建問題から出発したのですが、西地域のドイツでも大学、とくに人文・

社会系の学部は、マスプロ教育と卒業までの期間の長期化（90年代は5年が平均でした）が問題となっておりました。とくに、ドイツでは、大学は、沿革的に学士号を出さなかったのです。ラテン系の大学とは異なっており、法学部を出る時点で、第一次国家試験をうけ、その合格が学士号に相当するのです。2年から3年ほどの期間の司法研修があり、第二次国家試験に合格すると、法曹資格がえられます。これも、プロイセンの制度に由来し、大学の権能を国家が独占することを目的とした沿革にもとづいています。プロイセンには、第三次国家試験まであった時代もあります。実務研修と国家試験という形は、法学だけではなく、教職でもみられます。

しかし、戦後の大学の大衆化時代に、法曹資格をとっても、法曹三者になれない人が増え、法曹資格の価値が失われました。大半が経済界に就職する日本の法学部に似てきたわけです。また、留学生を確保するには、学士号を出した方がいいということで、専門大学から、学士号をとれるようにしました。それが、一般の大学にも波及しています。これに加えて、ヨーロッパの大学の標準化の影響（ボローニア方式）があり、ドイツの大学は、法曹養成課程、学士の養成課程、修士の養成課程をどう組み合わせるかという課題に直面しております。入口は1つでも、出口が3つになるので、スプーン方式やフォーク方式などといって、いろいろな組合せが提唱されています（後図参照）。一番問題なのは、ヨーロッパの大学の統一規格であるボローニア方式が、学部3年、修士2年の合計5年を標準とすることから、そのあとに司法研修を継ぎあわせると、勉学期間が長くなりすぎることです（直線型のナイフ方式）。しかも、修士過程と司法研修はかなり性質を異にします。司法研修を1年に短縮して、修士を後におくという方式も提唱されますが、アブハチ取らずになります。そこで、司法研修と修士にいくコースを別にして、企業向けのコースとあわせて、入口は1つでも出口が3つのフォーク型にするわけです。「大学と法曹養成制度」に係する本は、2001年にまとめました。2004年に、わがくにでも、ロースクールがたちあがったわけで、時期的には、これも、比較的あたったテーマといえるでしょう。

ただ、個人的にはあたって、ロースクールができて後には、研究者志望の人が激減したのが残念です。一橋でも、当初は、実定法の修士の院生は、まずロー

スクールにいくことを予定して制度を変えたのですが、ロースクール後に、さらに博士課程にいくというのは、現実的ではありません。そこで、最近は実定法科目の修士もとるように戻しましたが、これもフォーク方式です。やや遅きに失した感があり、ほぼ10年間の空白は痛い点です。研究を志す人に増えてもらいたいと思います。

ドイツでは、司法研修をしながら、博士論文を書くことはよくありますが、ただちには参考になりません。というのも、ドイツの博士論文(Dissertation)は、要求される水準がかなり低いからです(もちろんよいものもあります。たとえば、昨年亡くなったレーザー教授(1928-2015)の不当利得の論文(Von der Saldotheorie zum faktischen Synallagma, 1956)は、必ず引用される必須文献です)。つまり、かつて学士号がなかったので、その代替になっており、一橋の学士の卒論を並べても、ほとんど見劣りしません。ちなみに、ドイツでは、教授資格論文(Habilitation)というものが別にあって、大学に就職するには、基本的にはこれが必要となっています(たとえば、Leser, Der Rücktritt vom Vertrag, 1975)。

IV 時代と関連したテーマ

(1) そのほかにも、いろいろなテーマをしましたが、へそ曲がりなせいか謙虚なせいか、はやりのものにとりかかるのが遅いところがありますので、その意味では損をしているかもしれません。

研究環境にも、かなりの変化がありました。地方の国立大学は、昔は、講義負担も少なく、雑用もあまりありませんでした。ただ、福島では新学部を作るといっているので、他学部にもサービスをして、民法総則を3つも開講するなど大盤振る舞いをしました。講義のメニューなどは、だいたい自分で担当しない人が決めるので、大盤振る舞いになるのです。口を出す人は手を出さないという例です。制度改革には、こうした大盤振る舞いがつきもので、発足前からたいそう忙しくなって、他の分野の人には気の毒だといわれました。福島には、行政社会学部の発足までおりました。

一橋大学も、他の国立大学より忙しいといわれましたが、ロースクールができ

るまでは、そう加重というほどでもありませんでした。ただ、小平の民法総則では受講者が多く、1988年に670人、89年に717人となり、その時は、2コマ開講という話も出ました。一橋大学ではカリキュラム上、他学部科目を1つとることになっているのに、他学部で選択できる法学部の科目が少なかったためです。1996年まで小平分校があり、教養にあたる1、2年生は小平におり、そこにおろす法学部科目は限られておりました（憲、刑、民の3科目）。その後も、民法総則は、300人以上でした。2000年以前は、債権各論や物権でも、300人以上が当然でした。カリキュラムが変わったせいか、2000年以後は、2003年の物権で273人登録というのが最大です。もっとも、ちゃんと記録をとっているわけではありませんので、もっと別の例もあったかもしれません。ロースクール発足時に、法学部の学生定員も削減になりました。

1990年代に、大学院の重点化がありました。これは、形式的な教員の配置換えだけだったので、あまり影響はなかったと思いますが（名刺の肩書が、法学部教授から法学研究科教授になりました）、2004年の国立大学の法人化は、運営費交付金の削減、中期目標の作成、評価制度の開始などで事務的な負担の増大を生じました。評価の作文は、いろいろな種類のものが毎年のように出てきます。管理職でなくても、作文の機会がうんと増えました。今の若い人は、作文でますますたいへんだと思います。個人的には、評価用に、しだいに短期的な結果を求める傾向が強まったと感じています。即効性のない仕事をしている身では、肩身が狭いわけです。社会科学にも、理工系用の基準で一律の作文が求められ、結局、空虚な内容で作文させられるのも、むなしいところです。

なお、広い意味では、これも研究環境になるのですが、1990年代は、（西の）構内の公務員宿舎にいたので、通勤時間が節約できました。歩いて5分ですから、便利でした。通勤時間は、東の宿舎のときでも、15分ぐらいでした。このごろは、外国人でも、東京の通勤地獄を知っていますから、とかくいうのですが、5分というと、こちらの時間の勝ちでした。他学部や他学の人やご家族とも、ずいぶん長屋的なつきあいができました。

(2) 2004年には、ロースクールが創設され、講義量も増えました。人員に余

裕のある国立や私立の大規模大学では、教員も学部とロースクールに分属しましたが、一橋は兼任です。ロースクールでは、実務との結合が強調され、それ自体はともかく、外国法や沿革を研究する余裕が減りました。目にみえる変化は、学部とロースクールで教授会が月に2回になったことです。もっとも、個人的には、前のところが学部だけでも2回だったので、もとに戻っただけですが。学生にとっても、4年生の時期は、適正試験、Toeicなどの英語の試験、ロースクールの入試（私立が8月、国立が11月から12月まで）で、予備試験まで加えると、たいへんだと思います。ゼミ生諸君は、よく勉強してくれました。ドイツからメールでゼミ募集した年もあったと思います。法の世界も、新しい事象がたくさん生じ、現代化が強調されました。2001年のドイツ債務法現代化法や新しい事象を研究する機会があり、2004年に、「司法の現代化と民法」という本をまとめました。

1990年代のバブル崩壊の後遺症から、多くの規制が緩和され、その反面で、種々の企業不正が生じました。技術的に進化するごとと、意識が倫理的に高いことは別問題です。法的な専門家の責任については、従来から専門家の責任がいられておりますが、経営者や企業に関する専門家責任もあります。これは法律の世界ではあまり知られていませんが、経営理論との関係で、19世紀の末にまで遡るようで、法的な専門家の責任にもひけをとらないものです。このへんは、経営の先生の受け売りなのですが。企業の技術性に対する倫理的基礎の問題やソフトウェア、スタンダードの意義などを、他学部の先生や実務家といっしょに研究しました。また、先端技術には、生命倫理など、技術と結びついた新しい問題が生じています。消費者金融でも、問題のある取立なども社会問題となり、技術と法に関する一連の考察をいたしました。これは、2006年に、「民法における倫理と技術」という本にまとめました。

経済学部とその学界では、2008年のリーマン・ショックで、名誉教授の中谷巖先生の転向表明などもありますし、ノーベル経済学賞のスティグリッツもかなり手厳しく資本の強欲主義を批判しています。そこで、手放しのグローバリズム礼賛はなくなりましたが、法学部と法学界では、遅れてきたグローバリズムがいまだ真っ盛りという感があります。最近のフォルクスワーゲンや東芝の不正をみ

ると、法律だけで企業を規制することのむずかしさを感じます。

従来、法律学界は、経済の学界などよりもはるかにバランスがとれた考察をしていたように思いますが、なぜか劣化がみられるように感じられます。かつて経済学者は、法律学が遅いと批判していたようですが、1周遅れで、逆転してしまいました。借地借家、貸金、労働などの判例は、実務のバランス感覚で、経済学からの批判に対抗してきましたが、キルヒマン (J. v. Kirchmann, 1802-1884) のいうとおり、法律学は立法者により簡単にくつがえる面があるので、歯止めが失われつつあります。その結果がブラック企業全盛となりました。ある意味で、従来の民法の体系は、個別の技術はともかく、理念的には非常によくできていたわけです。

(3) この時期に、現代における契約の自由と当事者の地位を再考することにしました。以下の部分は、先ほどのご紹介のオりの話と多少だぶります。

契約の自由の制限は、すでに19世紀の例外的な制限（公序良俗）あるいは分野的な制限（借地借家法、農地法、労働法や商法）にみられます。しかし、借家人、借地人、小作人、労働者、商人、取締役、会社の役員、株主などのみならず、一般化しつつあります。たとえば消費者法や一部の経済法です。実質的意味の民法においても、「消費者」、「事業者」、「専門家」の概念が登場しつつあります。新たな概念は19世紀的な財の多寡を理由とするものとも異なり、人の社会的機能からの属性に根ざした考慮です。

こうして、19世紀の法の理念が、「身分から契約へ」であったのに対し (cf. Maine, 1822-88, *Ancient Law*, 1861 (1963), p. 164; movement of societies *from Status to Contract*)、新たな理念は、「契約から地位へ」です。これによって古くはせいぜい買主や賃借人など一部に限られた保護の対象が、患者、注文者、借手、委託者、委任者、学生、受講者、利用者、障害者、高齢者など広い範囲に拡大されました。従来、専門家の責任としてとらえられた概念（医師、薬剤師、弁護士、公認会計士、司法書士、行政書士、建築士などの士業、監査人、鑑定人、公証人、受任者、ファイナンシャルプランナー、宅建業者、金融取引主任者、安全管理者）は、しばしば国家資格と結合された狭いものでしたから、より一般化された

わけです。そして、専門家の責任は、ごく拡大した場合には、経営専門家や業界団体、個別には銀行や証券・建築・運送・製造・サービス・医療会社などをもその特質に従って包含する可能性があります。そして、複雑化・高度化した社会においては、一般的な安全配慮義務は、地位の互換性のない当事者間において、より高度な専門家の責任に近づきやすくなっています。

しかし、同時に、とくに消費者法分野は、規制緩和やグローバリズムによる攻勢にさらされています。グローバリズムは、近代初頭における無制限な契約自由の主張の再来です。こうした規制緩和や自由を主張することはたやすいことです（自由放任の時代）。これに対し、「地位」の確立は、比較的むずかしいことです。近代法の当初の理念にもどる必要があり、また細部においては各国の相違もあるからです。そこで、近代法の当初の理念、すなわち自由のみがすべてではなく、基本権が伴っていたことを確認する必要があります。この点も、簡略化すれば、自由と基本権はワンセットということです。市場主義は契約の自由の経済論的な言い換えであり、他方、社会的責任論は、他人の基本権や社会的な価値の尊重を言い換えたものにすぎません。所有権のみならず、契約や競争さえも無制限ではなく、義務づけることの確認が必要です。

このような確認のうえに立つと、形式的平等を基本とする民法の修正は、たんなる部分的な修正や理念の混乱ではなく、原則への回帰と位置づけることができます（憲法29条、公共の福祉による制限との関係につき、最大判平14・2・13民集56巻2号331頁。旧証券取引法164条の規制について「財産権に対する規制が憲法29条2項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量して判断すべきものである」とされた。また、消費者契約法に関する最判平18・11・27判時1958号61頁参照）。むしろ、無制限のグローバリズムこそが、自由一辺倒の特殊な構成であることが明確になるでしょう。国民国家に根ざした基本権からの制約を否定することが、グローバリズムの主張であり、私法、とりわけ取引法と団体法の無国籍性がこれを可能にしています。ただ、代わるべき普遍的な基本権は、なお生成途上にあります（EU指令に多くの保護規定があるのは偶然ではなく、また、たんなる競争

秩序の統一のための要請ばかりとみるべきではありません)。基本権のほかに、あわせて国際的な規制(地域的な統一も含め)や自律的スタンダードの構築も考慮される必要があります。

その他の考察をまとめて、2008年に、「契約における自由と拘束」という本にまとめました。今から思い返すと、借地借家から始まって、法人、労働、その他という種々の規制緩和の中で、あやうかったと思いますが、利息制限だけが免れる結果となりました。ただ、TPPが不安要因です。

V 利息とテキスト、その他

(1) 比較的あたったテーマは、利息制限法関係です。理論的研究は、研究初期の時代に遡るわけですが、その後も、比較法と下級審判例を中心に研究は続けておりました。

利息制限法関係の理論については、前述のように、1983年に、貸金業法ができてから、学者はあまり関心を示さなくなりました。利息制限法を研究しているという、ひま人あつかいされることもありました。貸金業法ができ、ごく消極的な最高裁判決が1件あったことから、何をしてもむだというわけです。また、下級審裁判例はかなり出ていましたが、齟齬していたり、おかしなものもありました。そして、1960年代後半の最高裁判例の時代とは異なる形式の貸付が増え、また、バブル崩壊のために、金融が緩和され、消費者金融が盛りになり、社会問題もたくさん生じました。それで、評釈のほか、判例時報にややまとまったものを出しました(「利息制限法理の新たな展開」判評519号2頁、520号2頁)。ちょうど下級審で判断が分かれていたものです。

論点は多々あるので、1点だけふれます。期限の利益の喪失に関するものです。貸金業者が必ず使用していた約定で、利息制限法違反の高利の貸付をして、期限内に弁済がなければ、債務不履行として期限の利益を喪失させ、その時から、より高利の遅延損害金が付せられるというものです。しかし、こうした場合に、裁判所で合法的な利息によって再計算をしてみれば、債務不履行になったとされる時点では、すでに過払いになっていて、債務不履行は存在しないという場合も多い

のです。そうすると、期限の利益が喪失するのはおかしい、ひいては高利の遅延損害金が発生することもおかしいわけです。実質的には、期限の利益喪失の条項が、利息制限法違反の利息を強制したり合理化する手段になっているのです。業者側からみれば、こういう条項をおいておけば、高利の弁済が行われれば、みなし弁済でこれを取得できるし（利息制限法1条旧2項）、弁済が行われなくても、遅延損害金の形で高利を合理化できるわけです。このグレーの期限の利益の喪失条項の問題は、最高裁までいって、期限の利益を喪失させるためには、合法的な利息についての債務不履行が必要だということになりました。ただ、この時には、そう短期間に、利息制限法1条旧2項のみなし弁済規定の削除（法改正）にまでつながることは、まだ予想できませんでした。その後、数年前には予想もできなかったことが起こりました。ベルリンの壁と同じで、人の作ったものは、ときに案外もろいものです。

2003年ごろから、最高裁の判例が、ほかにもたくさん出るようになりました。これには、ある夫婦の自殺という社会的にも大きな影響を与えた事件（八尾市中心事件）が関係しております。悪質な取立も問題となり、世論の後押しが影響したと思います。そして、いちやくもっともホットな論点になりました。最高裁の判例をうけて、貸金業関係の裁判も多発し、最盛期には、日本の民事の裁判の新受事件の半分を占めるとまでいわれるようになりました。その結果が、2006年の貸金業関係の一連の法改正で、これが最終的に施行されたのが、2010年でした。「利息制限の理論」という本を全面施行までに間に合わせることを重視して、かなり削って出しました。

(2) 利息制限法1条旧2項のみなし弁済規定が削除されたことによって、利息制限法関係の事件はすべて解決されたように考える向きがありますが、複数の取引の分断による実質的な超過利息や、期限の利益喪失約款の脱法的な利用などもあり、問題がなくなったわけではありません。脱法行為は繰り返されるわけで、古くは普通法時代にそっくりな事例もあり、驚いたことがあります。世代交代があって、人の経験や記憶が30年ぐらいですから、だいたい30年ごとに、類似の問題が繰り返されています。天災と同様で、社会的な記憶が必要だと感じるとこ

ろです。実務家にそう余裕があるわけではないので、学者の使命の1つではないかと思います。

貸金業関係の問題で、最近では、貸金業者の倒産のほか、弁護士や司法書士の不適切な清算事務の方がしばしば問題になり、残念に思っております。また、貸金業法等の改正から10年、完全施行から5年で、多重債務者とか事故者の数や借入額総数は減少しておりますが、大手の貸金業者が銀行の傘下に入り、銀行の小口貸付の案件の量が増大しております（グラフ省略）。銀行貸付には、貸金業法のような総量規制がないため、問題が潜在化して、いずれ勃発するのではないかと危惧されるところです。

研究の話に戻すと、当初は、利息制限法関係の研究は、民法の体系の本質に関するものではなく、どちらかという盲腸的な存在ではないかと思って、これにのめり込むことには、非常に躊躇がありました。しかし、この分野は、とくに2006年ごろからは、裁判例が多数出て、目が離せなくなってしまいました。また、そういう特殊性だけではなく、民法の体系にも影響を与えそうな議論や先端的な議論がたくさんあることがわかりました。やはり、変化は周辺部から現れるからです。

2012年に「民法の体系と変動」をまとめましたが、これについては、時間もありませんので、次の研究と合わせて話したいと思います。

(3) 法学者とか大学や裁判所の変遷に関する研究は、定年後にゆっくりするつもりでしたが、かなり大部のものになりそうなので、早めることにいたしました。研究にはつねに締め切りがあり、最後は寿命です。

ご存じのように、Dissertationの後ろには、たいいてい著者の略歴が載っています。40年間近くためておいたら、何百人分にもなりました。中には、のちに著名になった人や時代傾向を反映したり先取りしているものもあります。ただ、人に関する研究は、若いうちにするのは気が引けますし、これに特化するのは心配です。また、気の利いた主題ごとに整理するのがやっかいであり、早く全部出してしまいうつもりが、だいぶ残ってしまいました。最終的な店じまいまでに完結できるか心配しています。

法学者といっても、大思想家であるグロチウスやトマジウスのクラスになると、どの人名辞典にも載っています。しかし、解釈学の参考にしたいような人は、どこにも載っていないことが多く、辞典は参考になりません。法学者の評伝でも、サヴィニーとかポティエのクラスが限界です。ヴィントシャイトは載っていても、ギールケ、デルンブルクとなるとかなりあやしく、キップやゼッケル、エルトマンとなると、まず絶望的です。法制史の本の対象ではなく、民法の対象となります。二重効、形成権、行為基礎論など解釈学と不可分です。別の例では、ケメラー、ウィルブルクと不当利得の類型論との関係です。「法学上の発見」はこれらが出発点です。

ちなみに、この「法学上の発見」の多くは、隠棲の自然法から受け継いだ構造からの脱却でもあり、私の最初の研究に回帰してくるものでもあります。たとえば、二重効でキップが指摘するように、物理的には、無効はゼロであり、重ねて取消することはできないはずです。すでに壊した壁をもう一度取り壊すことはできません。これは、一面では、普通法では複雑になりすぎた無効と取消の効果を整理するには役立ちました。しかし、そのモデルが物理的なゼロであったことが問題です。他面では、法的概念である無効と取消には、相対的な相違しかありません。こうした出発点への回帰が30年の研究の意味を消さないことを願っています。この分野をまとめることは、先が長く、今後の課題です。なお、こうした新しい発見の問題を裏側の解釈論からみたものが、前述の「民法の体系と変動」で、形成権や目的不到達と、いくつかの新しい事象を扱っています。

(4) 本来、学者は、研究のほかに、テキストを書くことが必要といわれておりますが、いまだ果たしておりません。債権総論だけ、2013年に出しました。債権総論は、学生版を共著で書いていて、10年で4版ぐらい新版を重ねているので、やりやすかったこともあります。他の分野は、なかなかふん切りがつかないと、出しても出版社に迷惑をかけるのではないかとの危惧もあります。時間ありませんので、詳細は省略します。こうして、テキストも、今後の課題で、宿題ばかりがたまっています。

やりたいテーマがまだたくさんあります。一面で、早く自由になって、専念し

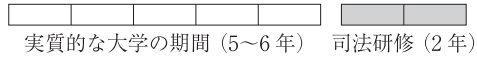
たいけれども、反面、適度な授業はとても刺激になると思っています。学生諸君にも感謝するところです。学内外の研究会でお付き合いいただいた研究者や実務家や留学生の人などにも、それぞれ感謝するところがあります。

最後に、法学研究科の教員メンバーの皆様には、心から感謝を申しあげます。平穏な研究生生活をおくれたのは、本学と皆様のおかげです。おかげで、実利一点張りの自己評価書などでは作文しづらい研究もすることができました。すでに大学を去られた先生方も含めて、本当に感謝する次第です。ご静聴ありがとうございます。

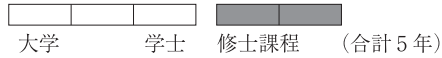
*最終講義（2016年2月4日（木）15時。20番教室）のおりに配布した資料のうち、著名学者の肖像画・写真（シュタウプ（1856-1904）、ラーベル（1874-1955）、M. ウェーバー（1864-1920）、v. ケメラー（1908-1985）、シュンペーター（1883-1950）、ヴィントシャイト（1817-1892）、ギールケ（1841-1921））と、ドイツの再統一の地図、ボンの市庁舎の写真やその他の図などは、すべて省略した。また、貸金業者と銀行の貸付残高の推移（2009年～2015年）のグラフをも省略した。法曹養成制度の種々のモデルのみを最後に掲げる。

ドイツの法曹養成制度の種々のモデル

①標準的な制度

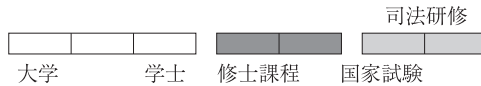


②ボローニア方式



これに司法研修を付加するもの (直列の接合)

3段階方式

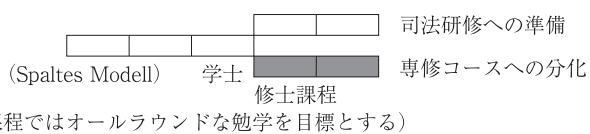


その変形

Jeep の3段階方式

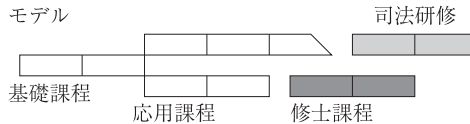


③並列的な接合



その変形

シュトゥットガルト・モデル



④マンハイム・モデル、学部最初段階から直列の接合

